

○小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年6月20日

規則第143号

(趣旨)

第1条 この規則は、小美玉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年小美玉市条例第171号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条の規定による公募は、小美玉市公告式条例(平成18年小美玉市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示板への掲示、市広報紙への掲載、インターネットの利用その他広く一般に周知することのできる方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、公の施設に係る指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

2 条例第3条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者の身分証明書)
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 指定の申請の日の属する事業年度における団体等の事業計画書及び収支予算書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通知)

第4条 市長は、条例第4条の規定による指定をしたときは、指定された法人その他の団体(以下「団体等」という。)に対し、公の施設に係る指定管理者指定書(様式第2号)を交付する。

2 市長は、条例第4条の規定による指定をしなかったときは、指定されなかった団体等に対し、公の施設に係る指定管理者不指定通知書(様式第3号)により通知する。

(指定の取消し等)

第5条 条例第10条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、公の施設に係る指定管理者指定取消(業務停止)命令書(様式第4号)によるものとする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第6条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合は、本則中「市長」とあるのは「教育委員会」と、様式中「小美玉市長」とあるのは「小美玉市教育委員会」とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

公の施設に係る指定管理者指定申請書

年 月 日

小美玉市長 あて

申請者 所在地

法人又は団体名

代表者氏名

㊦

電話番号

小美玉市の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、小美玉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 指定を受けようとする公の施設の名称

2 指定管理者となる法人又は団体の名称

3 添付書類

- (1) 公の施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者の身分証明書)
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (4) 指定の申請の日の属する事業年度における団体等の事業計画書及び収支予算書
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

公の施設に係る指定管理者指定書

第 号

所在地

名称

代表者職氏名 様

年 月 日付けで申請のあった小美玉市の公の施設に係る指定管理者の指定については、小美玉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、次のとおり指定する。

指定管理者として指定する公の施設の名称

指定管理者となる法人又は団体の名称

指定管理者として指定する期間 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

小美玉市長



様式第3号(第4条関係)

公の施設に係る指定管理者不指定通知書

第 号  
年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名 様

小美玉市長



年 月 日付けで申請のあった、小美玉市公の施設に係る指定管理者の指定については、次の理由により指定しませんので通知します。

申請に係る公の施設の名称

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小美玉市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第4号(第5条関係)

公の施設に係る指定管理者指定取消(業務停止)命令書

第 号  
年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

様

小美玉市長



小美玉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条第1項の規定により、  
下記のとおり指定の取消し(管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止)を命ずる。

記

1 公の施設の名称

2 処分の内容 指定の取消し・管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止

3 処分の命令日 年 月 日

4 管理業務の停止の場合の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

5 管理業務の一部停止の場合の業務範囲

6 処分の理由

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)